

日光市監査委員告示第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び第7項の規定に基づき、定例監査及び財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和7年1月24日

日光市監査委員 柴 田 明

日光市監査委員 佐 藤 裕 子

日光市監査委員 荒 川 礼 子

- | | |
|---------|-------------------------------------|
| 1 監査の対象 | 総合政策課・資産経営課・契約検査課
一般財団法人 日光市農業公社 |
| 2 監査の期間 | 令和6年12月6日～令和6年12月17日 |
| 3 監査の結果 | 別紙のとおり |

令和6年度 定例 監査結果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定例監査

3 監査の対象

総合政策課

4 監査の期間

令和6年12月6日～令和6年12月17日

5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

（1）令和6年度事務事業について、令和6年10月末日現在で実施した。

（2）事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は課長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

7 監査の結果

（1）総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められた。

（2）指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

8 意見及び要望

なし

令和6年度 定例 監査結果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定例監査

3 監査の対象

資産経営課

4 監査の期間

令和6年12月6日～令和6年12月17日

5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

（1）令和6年度事務事業について、令和6年10月末日現在で実施した。

（2）事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は課長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

7 監査の結果

（1）総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められたが、一部の事務において、次の指摘事項が認められた。

（2）指摘事項

公有財産（住宅用地）の貸付契約において、契約更新時（令和5年4月1日～）に取り交わすべき土地貸借契約書が保管されていなかった。後々の契約トラブルを回避するためにも、早急に対応されたい。

8 意見及び要望

なし

令和6年度 定例 監査結果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定例監査

3 監査の対象

契約検査課

4 監査の期間

令和6年12月6日～令和6年12月17日

5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

（1）令和6年度事務事業について、令和6年10月末日現在で実施した。

（2）事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は課長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

7 監査の結果

（1）総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められた。

（2）指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

8 意見及び要望

なし

令和6年度 財政援助団体等監査結果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

3 監査の期間及び対象

令和6年12月6日～令和6年12月17日

一般財団法人日光市農業公社

4 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

5 監査の実施内容

（1）令和6年度事務事業について、令和6年10月末日現在で実施した。

（2）事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は事務局長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

6 監査委員の除斥

地方自治法第199条の2の規定により、佐藤裕子委員を除斥した。

7 監査の結果

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められた。

8 意見及び要望

なし